

## 引き上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として町に交付され、その引き上げ分についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和5年度利尻町一般会計当初予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目		決算額
<歳入>	地方消費税交付金(社会保障財源分)	29,000
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	585,746

一般会計

(単位:千円)

区分	目的別	令和5年度 当初予算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・道支出金	地方債	その他		うち引上分の 地方消費税交付金 (社会保障 財源化分)
民生費	社会福祉費	75,861	47,405	0	6,810	21,646	3,756
	老人福祉費	168,166	2,761	2,000	23,333	140,072	8,326
	児童福祉費	44,147	16,939	0	12,033	15,175	2,186
	国民健康保険事業費	26,478	7,720	0	0	18,758	1,311
	後期高齢者医療事業費	39,422	6,475	0	0	32,947	1,952
	小 計	354,074	81,300	2,000	42,176	228,598	17,530
衛生費	保健衛生費	231,672	10,795	36,700	21,085	163,092	11,470
合 計		585,746	92,095	38,700	63,261	391,690	29,000

※事務費および人件費については除外しています。